

杉並区いじめ問題対策委員会運営要綱

平成 29 年 7 月 25 日

杉 教 第 3782 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区いじめ問題対策委員会条例（平成 29 年杉並区条例第 20 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第 2 条 条例第 5 条に定める会長（以下「会長」という。）は、緊急かつやむを得ない場合を除き、招集期日の 3 日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集を通知するものとする。

(会議の非公開)

第 3 条 次に掲げる場合は、対策委員会の議決により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 条例第 3 条第 2 項の調査審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の除斥)

第 4 条 委員は、次に掲げる場合には、会議（調査を含む。）に出席することができない。

(1) いじめ事案の当事者または関係者と直接の人間関係を有している場合

(2) いじめ事案の当事者または関係者と特別の利害関係を有している場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、対策委員会の調査審議の中立性及び公平性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合

2 委員は、前項各号に掲げる場合に該当するときは、会長にその旨を申告するものとする。

3 会長は、前項の申告があったとき、または職権により、対策委員会に諮って、委員が除斥されるかどうかの決定を行うものとする。この場合において、当該委員は、当該決定に関与することはできない。

4 前項の規定により委員が除斥されることとなったときは、その旨を会議録に記録する。

(秩序の維持)

第 5 条 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 会長は、会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をする傍聴人に対して、会場から退去を命ずることができる。

(庶務)

第 6 条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか対策委員会の運営に関し必要な事項は、会長が対策委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。